

平成25年 第1回

木古内町議会臨時会会議録

平成25年1月24日 開会

平成25年1月24日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	2
第1日目（平成25年1月24日）	
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第1号 平成24年度木古内町一般会計補正予算（第9号）	3
閉会の宣告	7
会議録署名議員の署名	8

## 平成25年1月24日（木）第1号

- 開会日時 平成25年1月24日（木曜日）午後1時33分  
○ 閉会日時 平成25年1月24日（木曜日）午後1時54分
- 

・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努	
2番	又地信也	7番	笠井敬吾	
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男	
4番	吉田裕幸	副議長	9番	東出洋一
5番	平野武志	議長	10番	岩館俊幸

---

・欠席議員（なし）

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
総務課長	大野泰
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
建設水道課長	若山忍
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子
書記	吉川直穂美

平成25年第1回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成24年度木古内町一般会計補正予算（第9号）	25.1.24	原案可決

平成25年第1回木古内町議会臨時会議事日程

第1号 平成25年1月24日(木)

午後1時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案 第1号	平成24年度木古内町一般会計補正予算(第9号)

( 午後1時33分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成25年第1回木古内町議会臨時会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
4番 吉田裕幸さん、5番 平野武志さん、以上、2名を指名いたします。

## 会 期 の 決 定

- 議長(岩館俊幸君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ声あり)  
○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。  
よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

## 議案第1号 平成24年度木古内町一般会計補正予算(第9号)

- 議長(岩館俊幸君) 日程第3 議案第1号 平成24年度木古内町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。  
○町長(大森伊佐緒君) 議員各位におかれましては、年明け早々で何かとご多忙中のところ、平成25年第1回臨時会にご参集賜り心から厚くお礼を申し上げます。  
それでは、ただいま上程になりました議案第1号 平成24年度木古内町一般会計補正予算(第9号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億1,954万6,000円とするものでございます。

このたびの補正は、歳出のみの補正となっており歳入の補正はございません。

補正の主な内容につきましては、第2款 総務費ではこのたびの補正財源として、財政調整基金の積立金を減額して財源とするものでございます。

4款 衛生費は、木古内町火葬場安行苑敷地内の立木伐採及び渡島西部広域事務組合衛生負担金の補正でございます。

8款 土木費は、除雪費用の補正でございます。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合消防負担金の補正でございます。

10款 教育費は、木古内中学校吹奏楽部に関する全道・全国大会への参加報償費の補正でございます。

詳細につきましては、このあと総務課長より説明をさせます。ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 総務課長。

**○総務課長(大野泰君)** 平成24年度木古内町一般会計補正予算(第9号)について、ご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金 2,998万2,000円の減額です。

これは、このたび補正増となる除排雪経費や立木伐採委託料、渡島西部広域事務組合負担金及び教育費の大会参加報償費の追加を、財政調整基金の積立額を減額して財源とするものです。

次に、7ページです。4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、13節 委託料 123万9,000円の追加です。

これにつきましては、別に配布しております議案説明資料、資料番号1の1ページをお開き願います。一般国道228号高規格幹線道路茂辺地木古内道路工事に伴う支障立木の伐採位置を示しており、図面中央の薄黒く塗りつぶした箇所立木を伐採します。なお、立木の売買に関する収入については、6月の町議会第2回定例会において歳入補正を既に行っております。

戻りまして、次に8ページです。2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 6万9,000円の追加です。1月10日に開催された、渡島西部広域事務組合議会臨時会におきまして議決されました、循環型社会形成推進交付金に関する中央陳情旅費の増額です。

次に、9ページです。8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、13節 委託料 1,555万円の追加、及び14節 使用料及び賃借料 1,254万6,000円の追加です。

議案説明資料、資料番号1の2ページをお開き願います。1月6日現在の出勤回数が14回となっております。今後の出勤回数を1月10回、2月13回、3月2回の計25回見込んだこと、及び排雪重機の借り上げ回数を10回、除雪重機借り上げを20回見込んだことによる追加です。

戻りまして、次に10ページです。9款 消防費、1項 消防費、1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 6万9,000円の追加です。1月10日に開催された、渡島西部広域事務組合議会臨時会におきまして議決されました、消防デジタル無線設備整備補助金に関する中央陳情旅費の増額です。

次に、11ページです。10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 50万9,000円の追加です。



説明資料、資料番号1の3ページをお開き願います。第49回北海道管楽器個人コンクールへ参加する生徒1名及び引率教員1名、並びに引き続き開催される第44回北海道アンサンブルコンクール全道大会へ参加する生徒8名と引率教員2名の報償費です。大会は個人が2月16日、木管8重奏が2月17日に帯広市で開催されます。

また、2012年度全日本中高生管打楽器ソロコンテストに木古内中学校2年生の嶺井千奈みねいかずなさんが北海道代表として出場することとなり、3月22日に東京で開催されるコンテストへ引率する教員1名を含めた報償費の追加です。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 福嶋克彦さん。

○1番(福嶋克彦君) 立木補償費の内容について、もう少しちょっと聞きたいと思います。

7ページです。環境衛生の委託料123万9,000円というふうなことでありまして、先ほど総務課長から「去年の6月に歳入で補正をした」と。その時は用地補償ほか、1億6,454万3,000円の歳入で補正をしているわけですけれども、その時に「杉ほか1,303本、500万円」というふうな金額で内訳を説明されたそうです。その中で、今回の林務補償の123万9,000円は、その中身なのか別個なのか。この図面を見ますと、安行苑のそばだということになれば、我々は当初、木工センターの回りの用地補償、または建物の補償、機械の補償、立木補償も兼ねた1億6,000万円というふうなことで、そこに入っていたというふうに思っていたのですけれども、これを見たら安行苑のそばだということは、まだかなりの幅があって範囲が違うのではないかと。そうなれば、どうしていまこういうふうな、その時と別なのか一緒なのか。そしてまた、139万円を委託料で払ったけれども、その補償費としていくら入って来たのか。前の1億6,000万円の中に入って、1,303万円ですか。その中の500万円という内訳の中なのか、もう少し説明してほしいです。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) おっしゃるとおり、1億6,454万3,000円の補償費の中で、今回の補正をさせていただいたのは、この安行苑の周囲の立木。今回の補償の形態としましては、杉等の人工林につきましては、開発局のほうで工事で伐採する買い取り補償となっております。今回ののは、安行苑周辺の木を所有者、木古内町が伐採するという契約の中で、その部分の伐採費用を今回計上させていただきました。

立木の種類ではありますが、立木類がおおよそ62本、そのほかにつつじ等の株物が57本となっております。

今回は、いま私が申し上げた黒いエリアの中に存在する、所有者側で撤去しなければならない立木の撤去費用を計上させていただきました。

○議長(岩館俊幸君) 1番 福嶋克彦さん。

○1番(福嶋克彦君) 先ほど、総務課長に言った去年6月に補正をした中に入っているのだという話ですけれども、いま聞いて、前の説明と1,303本の杉ほかと今回の安行苑のところは別口ではないかというふうに私はそう思うのですけれども、時期がバラバラで去年の6月に既にもう歳入したものと、もう一つは今回安行苑のそばが別だと。かなり距離が離れています、100mも離れています。そこへ道路が引かかったのであれば、同じ高規格道路の延

長路線の中でやったのだらうけれども、バラバラにこうやって書いて歳出が出て来ると、内訳がどうなっているのかと。いま言ったように、去年の1,303本と62本、57株とかというふうな話になれば119本、桁が違います。だから、もう少し説明資料を書くのであれば、もう少し内訳を書いたほうが親切ではないですか。そのように何も疑うわけではないけれども、中身が去年出て、バラバラにこういうふうに出すと、その中の一部なのだらうけれども、その内訳がもっとわかりやすい説明資料を、せっかく出すのですからやはり出して欲しかったです。そのように要望して終わります。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 去年の6月の話は話としても、これは最初からわかっていたのであれば、私も今回これは新規だなと。新規ということは、歳入も出て来るだろうと思っていたら出て来ていないし、そんな中で6月に補償をもらったのだから、どうしてもっと早く委託を出さなかったのですか。そしていま株とありましたね、57株。いま、この雪の中で木を切って伐採してもらおうといっても、また春になれば株が残るのではないですか。こんなに雪が積もっていたら。どうして早く出さなかったのですか、これを。もっと早く。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) おっしゃるとおり、6月に補正をしていただいたのち、9月末頃に開発局と町のほうで契約を交わしております。その契約内容につきましては、木工センターの建物も含め木工センター周辺、この黒い部分の右手になりますが、この白地のところには杉がたくさん生えておりまして、そこに先ほど申した買い取り補償の部分が入っております。それで今回は、所有者が伐採するというのでこの黒い部分なのですが、この真ん中辺に物置と書かれているところがあると思いますが、この物置につきましては、簡易な木造の建物でもありましたので、直営で行えないかどうか検討し、12月の時点で直営で行ったところ、無駄な廃棄物等も出さずに処理できたというところでは、この物置も入っていたものですから、自分たちでできるものを精査して今回この立木だけ所分すればいいということで、今回の提案になったということで遅れたということでご理解いただきたいと思います。

株につきましては、今年度末までの撤去予定となっております、株も木も伐根までは求められておりませんので、地上部で伐採する予定としております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 10ページですけれども、渡島西部広域事務組合の負担の中で先ほど総務課長が説明していたと思うのですが、その中で、要は実は消防の無線のデジタル化ということで、これはずいぶん確か1億近いお金が掛かるのだらうということで、各町の負担が相当大きくなるというようなことを聞いたのですけれども、現状、きのうちょっと我々が福島町に行くことがあって話を聞いてきたのですけれども、何か補正として満額つくように聞いているのですけれども、その辺はいかがなものなのでしょうか。何かそういう説明がなかったので、あえて四町の首長が陳情に行くというようなことはないようなふうに私はちらっと聞いたのですけれども、その辺をちょっと詳しく説明願えればと思います。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○**総務課長(大野泰君)** ただいま、東出議員さんからのご質問ですが、1月10日に渡島西部広域事務組合が臨時議会を開催した時と、現在では状況が違っております。いま、東出議員がお尋ねのように、国のほうの経済活性化策とも連動するのだと思うのですが、補助金の計算が変わりました。1月10日の時点では、消防の緊急消防施設整備事業については、4町で8,000万円という補助が内定していたのです。それが今回、1億5,000万円に増えるという通知は、この2日ほど前にいただきました。西部のほうでは、既に首長、議長が連携をして東京陳情に、「西部のほうに補助の増こうをお願いしに行こう」ということになっておりましたので、既に議決をされているということで、町としては議決をせざるを得ないということで今回提案をさせてもらっております。執行するかどうかについては、いまのところ補助が増こうになっていますから、「しない方向にあります。」という連絡はいただいたのですが、負担金として請求を受ける以上、予算化をしておかなければならないということで、このあと減額という手続きがあるかもしれませんが、今回提案をさせていただきました。

既に、1月10日に議決がされているということなものですから、それに合わせる形で、同じくし尿のほうにつきましても補助が交付金ですけれども、満額つくような方向で内示があるというふうに伺っております。

○**議長(岩館俊幸君)** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(岩館俊幸君)** 質疑がないようですので質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(岩館俊幸君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成24年度木古内町一般会計補正予算(第9号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(岩館俊幸君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○**議長(岩館俊幸君)** 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第1回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

大変どうもご苦労さまでございました。

( 午後1時54分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年1月24日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 吉 田 裕 幸

署 名 議 員 平 野 武 志